

公益財団法人岩手県市町村振興協会基金貸付細則

平成 24 年 4 月 1 日
理 事 長 決 裁

改正 平成31年 3 月 27 日 理事長決裁

改正 令和 2 年 3 月 13 日 理事長決裁

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公益財団法人岩手県市町村振興協会基金積立運用規程（平成 24 年規程第 5 号。以下「運用規程」という。）第 5 条の規定に基づき、公益財団法人岩手県市町村振興協会（以下「協会」という。）が、市町村に対して基金の資金（以下「資金」という。）を貸し付ける場合の貸し付けの条件、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの種類)

第 2 条 資金の貸付けは、長期貸付及び短期貸付とする。

2 長期貸付は、対象事業に係る地方債の同意又は許可（以下「同意等」と言う。）を受けている市町村若しくは、地方債の届出をした市町村に対する一会計年度を越える貸付けとする。

3 短期貸付は、貸付対象事業に係る一時借入金としての貸付けで、一年以内に償還が行われるものとする。

(貸付対象事業の細目)

第 3 条 運用規程第 4 条で定める貸付対象事業の細目は、別表のとおりとする。

(貸付けの要件)

第 4 条 資金の貸付けを受けようとする市町村は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 償還の見込みが確実であること。
- (2) 事業の計画が適切であること。
- (3) 財務の経理が明確であること。
- (4) 長期貸付にあつては、地方債の同意等を受けているもの又は当該年度において地方債の同意等を受けることが確実と認められるもの若しくは、届出をした地方債のうち協議を行ったならば同意を受けることとなると認められるものであること。

(貸付けの方法)

第 5 条 資金の貸付けの方法は、証書貸付によるものとする。

(貸付けの条件)

第 6 条 資金の貸付けの条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率は、年 3 パーセントとする。ただし、短期貸付にあつては自然災害や大規模な火事、爆発などに伴う災害に関連する事業については、無利子とする。
- (2) 償還期限は、長期貸付にあつては 12 年（うち据置期間 2 年）又は 15 年（うち据置期間 3 年）、短期貸付にあつては一年以内とする。
- (3) 償還方法は、長期貸付にあつては半年賦元本均等償還、短期貸付にあつては一時償還によるものとする。
- (4) 利息については、長期貸付にあつては借入日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあつては借入日の翌日から元金償還の日までの利息を協会に払い込むものとする。
- (5) 長期貸付に係る元利金の払込期日は、毎年 9 月 14 日及び 3 月 14 日とする。ただし、これらの日が休日にあたるときは、その翌日とする。

(6) 延滞利息は、延滞元利金につき年 10 パーセントとする。

2 前項第 1 号及び第 6 号に規定する貸付利率及び延滞利率に係る貸付利息及び延滞利息の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

3 第 1 項第 1 号及び第 6 号に規定する貸付利率及び延滞利率に係る貸付利息及び延滞利息について、資金の貸付けを受けた市町村が災害その他特別の理由により資金の償還期日までに償還することが困難であると認められるときは、これを減免することができる。

(借入れの申込み)

第 7 条 資金の貸付けを受けようとする市町村は、原則として借入予定日の 3 週間前までに次に掲げる書類を協会に提出しなければならない。

(1) 長期貸付借入申込書 (様式第 1 号) 又は短期貸付借入申込書 (様式第 2 号)

(2) 長期貸付事業概要調書 (様式第 3 号) 又は短期貸付事業概要調書 (様式第 4 号)

(3) 長期貸付にあっては届出をした地方債の届出書、起債同意書又は起債許可書の写し、短期貸付にあっては一時借入金現在額調 (様式第 5 号)

2 前項各号に掲げるもののほか、協会は、当該市町村に対し、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(貸付けの決定)

第 8 条 協会は、借入れの申し込みを受けたときは、貸付けの可否及び貸付額を決定のうえ、貸付けを行うことに決定した市町村に対しては長期貸付借用証書 (様式第 8 号) 又は短期貸付借用証書 (様式第 9 号) の提出を求め、貸付けを行わないことに決定した市町村に対してはその旨を通知するものとする。

(貸付けの実行)

第 9 条 市町村は、前条の借用証書を直ちに協会に提出するものとし、協会はこれと引換えに資金を交付するものとする。

2 協会は、前項に規定する資金交付後、長期貸付に係る資金にあっては償還年次表 (様式第 10 号) を作成し、これを当該市町村に送付するものとする。

3 協会は、資金の貸付けに係る元利金の払込期日の 2 週間前までに、元利金払込通知書 (様式第 11 号) を当該市町村に送付するものとする。

4 市町村は、前項の元利金払込通知書に定められた期日に、同通知書によって指定された銀行に元利金を払い込むものとする。

(繰上償還)

第 10 条 協会は、資金の貸付けを受けた市町村が、資金を貸付けの目的外の用途に使用したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることがある。この場合において、協会は、繰上償還をさせようとする日の 10 日前までに当該市町村に対し、繰上償還通知書 (様式第 12 号) を送付するものとする。

2 市町村は、貸付けを受けた資金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合において、当該市町村は、資金の全部を繰上償還しようとするときは繰上償還申請書 (様式第 13 号) を、資金の一部を繰上償還しようとするときは繰上償還申請書に当該償還後の償還年次表を添えてあらかじめ協会に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第 11 条 資金の貸付けを受けた市町村は、借入台帳を備えておいて常に資金の借入状況及び元利償還の状況を明らかにしておかなければならない。

(補則)

第 12 条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

第 1 条 この細則は、公益財団法人岩手県市町村振興協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

第 2 条 政府資金の貸付金利を基準として理事長が定める。ただし、当分の間、貸付利率は、年 0.1 パーセント以上とする。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 貸付対象事業の細目（第 3 条関係）

運用規程第 4 条第 1 号に規定する事業	(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象に伴う災害に関連する事業 (2) 大規模な火事、爆発等に伴う災害に関連する事業 (3) その他の災害に関連する事業
運用規程第 4 条第 2 号に規定する事業	(1) 集会施設の設置等地域連帯意識の醸成に資するための事業 (2) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業 (3) 住民の安全及び社会福祉の増進に資するための事業 (4) 教育及び文化の向上に資するための事業 (5) その他理事長が必要と認める事業

公益財団法人岩手県市町村振興協会基金貸付細則附則第2条の理事長定めについて

〔平成31年3月27日
理事長決裁〕

改正 令和2年3月13日 理事長決裁

公益財団法人岩手県市町村振興協会基金貸付細則附則第2条の理事長が定める貸付金利は年3パーセントとする。

ただし、当分の間、一般財団法人全国市町村振興協会が基準とする財政融資資金の貸付金利が年0.7パーセント以上3.3パーセント未満の場合には、当該貸付金利から0.3パーセントを減じた率、当該貸付金利が年0.3パーセント以上0.7パーセント未満の場合には、年0.3パーセントとし、当該貸付金利が年0.3パーセント未満の場合には、当該貸付金利と同率とする。なお、同資金の貸付金利が次の表の貸付期間別に定める貸付利率未満の場合には、上記の規定にかかわらず、当該貸付利率とする。

貸付期間	貸付利率
12年	0.11%
15年	0.14%

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。